

## 条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月20日
条例の題名	三重県立小児心療センターあすなる学園条例	公 布 日	昭和60年3月29日
条例番号	昭和60年三重県条例第2号	直近改正日	平成24年3月27日
所管部局課	健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課	電 話 番 号	059-224-2247
条例の概要	精神障害児、情緒障害児及び発達障害児の心身の健全な発達を図るため、三重県立小児心療センターあすなる学園を津市に設置する。	条例の 類型	財産管理型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	児童福祉法第42条により設置することができ、精神障害児、情緒障害児、発達障害児に係る入所又は通園治療は果が実施する必要があり、妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	県内唯一の専門医療を行う機関として必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	入所治療等すべて実施している。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	児童福祉法第42条
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	使用料及び手数料等について条例で規定しており、実務上と食い違いはない。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	児童福祉法に基づく施設の運営について、条例で規定することで整合が図られている。
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	「こどもの発達支援体制強化」として位置づけられている。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	精神障害児、情緒障害児、発達障害児に係る入所治療等にかかる定員や使用料を規定しており、一部でも廃止した場合、支障が生じると考える。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	精神障害児、情緒障害児、発達障害児に限られているが、障害者福祉という公益上問題ないと考える。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	診療等を受けた者より使用料及び手数料を徴しているが、受益者負担の観点から問題ないと考える。
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。	平成29年度に、新たに草の突リハビリテーションセンターと統合再編する予定であり、それまでの間に見直す予定である。	無	無